Q 上場企業の役員向けのインセンティブプランとは

A 平成 28 年度の税制改正により、現金給付型の役員賞与としては、利益連動 給与が改正され、株式給付型の役員報酬としては、特定譲渡制限付株式制度 (いわゆる「リストリクテッド・ストック」)が新設されました。

【インセンティブプランの分類】

現金給付型		
定期同額給与	1 か月以下の一定期間ごとに同額で支給するも	
	o .	
事前確定届出給与	事前の届出に従い、所定の時期に確定額を支給	
	するもの。	
利益連動給与	利益に連動して支給する給与で、一定の要件を	
	満たすもの。	
	→平成 28 年度税制改正で算定指標が改正	
株式(含、新株予約権)在籍時給付型		
株式給付信託(業績条件有)	612「ESOP の会計処理」参照	
特定譲渡制限付株式	平成 28 年度税制改正。「特定株式譲渡制限付株	
	式」は税務上、事前確定届出給与の分類。ただ	
	し、株式交付等のスケジュールに係る要件を満た	
	すものは届出不要。	
税制適格ストック・オプション	450「ストックオプションの基本」参照	
税制非適格ストック・オプショ		
ン(譲渡制限有)		
税制非適格ストック・オプショ		
ン(譲渡制限無)		
有償ストック・オプション		
株式(含、新株予約権)在籍時給付型		
株式給付信託(業績条件無)	612「ESOP の会計処理」参照	
株式報酬型(1円)ストック・オ	権利行使期間が退職から 10 日間に限定されて	
プション	いる新株予約権の権利行使益に係る所得区分	
	について留意が必要。	

【利益連動給与の改正】

平成28年度に、法人税法第34条第1項第三号イにて、以下の改正

改正前	改正後
利益に関する指標(有価	<mark>利益の状況を示す指標</mark> (利益の額、利益の額に有
証券報告書に記載される	価証券報告書に記載されるべき事項による <mark>調整を</mark>

客観的なものであること。

ものに限る。)を基礎とした 加えた指標 その他の 利益に関する指標として政令 で定めるもので、有価証券報告書に記載されるもの に限る。)を基礎とした客観的なものであること。

同時に、法人税法施行令第69条第8項にて、上記「政令で定めるもの」を規定。

号	指標		
_	利益の額		
_	利益の額+(減価償却費の額、支払利息の額その他費用の額)-(受取利息		
	の額その他収益の額)		
Ξ	一又は二の指標の数値の次に掲げる金額に占める割合		
	① 売上高その他収益の額		
	② 支払利息の額その他費用の額		
	③ 総資産の帳簿価額		
	④ 総資産の帳簿価額から総負債の帳簿価額を控除した金額		
	又は		
	ー又は二の指標の数値を発行済株式(自己の株式を除く。)の総数で除して		
	得た額		
四	一から三の確定値に対する増加額又は比率		
五	ーから四の指標に準ずる指標→法基通 9-2-17 の 3 にて		
	(1) 有価証券報告書の任意的記載事項		
	(2) 有価証券報告書の利益(任意的記載事項を含む)の額-費用(任意的記載		
	事項を含む)		

※「導入等の手引」…経済産業省 HP「攻めの経営」を促す役員報酬~新たな株式報酬 (いわゆる「リストリクテッド・ストック」)の導入等の手引~(平成28年6月3日更新)より (平成28年6月3日時点版)

「導入等の手引」32 項における「一般的に用いられる指標の例」として、上記一~五 の区分毎に以下の記載があります。

区分	指標の例	算定方法の例
_	営業利益、経常利益、税引 前当期純利益、当期純利益	
=	EBITDA(利払・税引・減価 償却前当期利益)	税引前当期純利益+減価償却費+支払 利息
-		
三	EPS(一株当たり当期純利	普通株式に係る当期純利益/普通株式の
	益)	期中平均株式数
	売上高営業利益率	営業利益/売上高
	ROA(総資産利益率)	当期純利益/(期首総資産+期末総資

区分	指標の例	算定方法の例
		産)÷2
	ROE(自己資本利益率)	当期純利益/(期首自己資本+期末自己
		資本)÷2
四	当期純利益(前期比)	当期純利益一前期当期純利益
	当期利益率(計画比)	(当期純利益÷売上高)/(計画当期純利
		益÷計画売上高)
	営業利益率(前期他社比)	(営業利益÷売上高)/(前期他社営業利
		益÷前期他社売上高)
	営業利益率(当期他社比)	(営業利益÷売上高)/(当期他社営業利
		益÷当期他社売上高)
五	EBIT(利払·税引前当期利	税引前当期純利益+支払利息–受取利息
	益)	
	ROCE(使用資本利益率)	税引前当期純利益/(総資産-短期負債)
	ROIC(投下資本利益率)	(営業利益×(1-実効税率))/((期首株
		主資本+期首有利子負債)+(期末株主
		資本+期末有利子負債))÷2
	部門別営業利益	営業部門の営業利益

※四の計画比・他社比については、法施令第69条第8項四の下記記載に留意が必要です。

当該事業年度<mark>前の事業年度の当該指標に相当する指標の数値</mark>その他の当該事業年度において<mark>目標とする指標の数値</mark>であつて<mark>既に確定しているもの</mark>(以下この号において「確定値」という。)を上回る数値又は前三号に掲げる指標の数値の確定値に対する比率

【特定譲渡制限付株式の新設】

法人税法第 34 条、第 54 条、所得税法施行令第 84 条 等にて、「特定譲渡制限付株式」を新設

次の①及び②の各要件を満たす株式(以下「譲渡制限付株式」といいます。) であって、次の③及び④の各要件を満たすもの。

- ① 一定期間の譲渡制限が設けられている株式であること
- ② 法人により無償取得(没収)される事由(無償取得事由)として勤務条件又は業績条件が達成されないこと等が定められている株式であること
- ③ 役務提供の対価として役員等に生ずる債権の給付と引換えに交付される株式等であること

- ④ 役務提供を受ける法人又はその法人の株式等の全部を直接に保有する親法人の株式であること
- ・会計・法人税法・所得税法上の取扱い
- …「導入等の手引」Q7-2 より

A - I	A = 1 1 A # P = 1 1 A = 4 # P = 4 A A + 7
会計	会計上の費用計上の時期及び金額については、付与した報酬債権
	相当額のうち役員等が提供する役務として当期に発生したと認めら
	れる額を、対象勤務期間(=譲渡制限期間)を基礎とする方法等の
	合理的な方法により算定し、 <mark>対象勤務期間の各期に費用計上</mark> するこ
	とが考えられます。
	…Q5 より、交付した場合、
	「前払費用等の適当な科目(以下「 <mark>前払費用等</mark> 」といいます。)」で
	資産計上するとともに、現物出資された報酬債権の額を会社法等の
	規定に基づき「資本金(及び資本準備金)(以下「資本金等」といいま
	す。)」として計上。
法人税法	法人税法上の損金算入時期及び損金算入額については、役員等に
	給与等課税事由が生じた日(= <mark>特定譲渡制限付株式の譲渡制限が</mark>
	解除された日)において役員等から役務提供を受けたものとして、そ
	の役務提供に係る費用の額を同日の属する事業年度の損金の額に
	算入することとされています。
所得税法	所得税法上の所得税の課税の時期及び金額については、特定譲渡
	制限付株式の交付を受けた日ではなく、特定譲渡制限付株式の譲
	渡制限が解除された日において同日における特定譲渡制限付株式
	の <mark>価額</mark> で役員等に <mark>給与等として課税</mark> されます。

【株式報酬型(1円)ストック・オプション】

国税庁 HP での「別紙 権利行使期間が退職から 10 日間に限定されている新株予 約権の権利行使益に係る所得区分について」の回答事例について、留意が必要です。

…(抜粋) 課税関係が生じるのは、退任後の権利行使時(本件新株予約権を割り当てられた時に就任していた会社の役員を退任した日の翌日から 10 日間)であることから、本件新株予約権の権利行使益は、所得税法第 30 条第 1項に規定する「退職により一時に受ける給与」と認められ、退職所得として課税されるものと判断されます。